

市第 144 号議案 みなとみらいコンベンション施設（仮称）の公共施設等運営権の設定について

みなとみらい 21 中央地区 20 街区に整備している「みなとみらいコンベンション施設（仮称）」は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI 法」という）に基づき、公共施設等運営権（以下「運営権」という）を民間事業者に設定して、運営を行います。

このたび、横浜市民間資金等活用事業審査委員会による審査を経て、運営事業者として決定した株式会社横浜国際平和会議場に運営権を設定したいので、PFI 法第 19 条第 4 項の規定により、本議案を提出しました。

1 運営権の内容

(1) 公共施設等の名称

みなとみらいコンベンション施設（仮称）

(2) 公共施設等運営権者

株式会社横浜国際平和会議場

代表取締役社長 鈴木 隆

(3) 公共施設等の立地

西区みなとみらい一丁目 3 番の 1 の一部、3 番の 3 の一部、3 番の 4、8 番の 1 の一部、8 番の 2、8 番の 3、8 番の 4 の一部、8 番の 5 の一部及び 9 番の一部

(4) 公共施設等の規模及び配置

ア 面積

21,361.51 m²

イ 対象施設

(ア) 多目的ホール

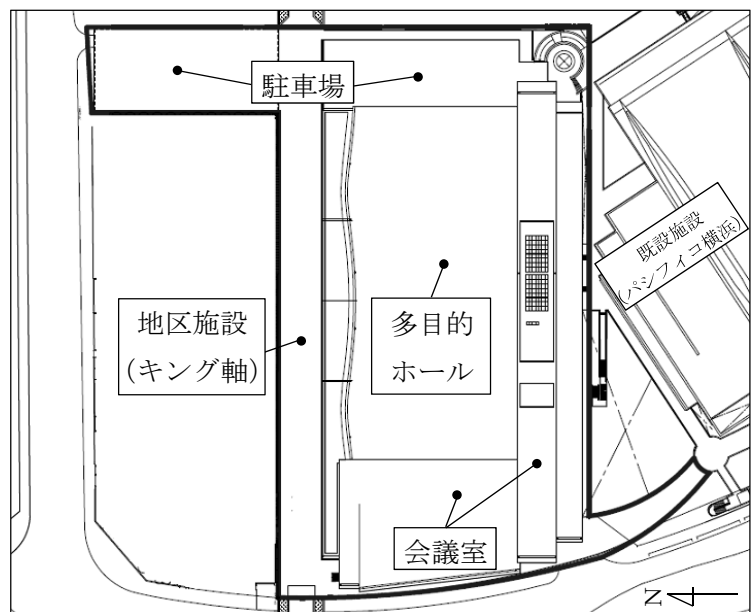
(イ) 会議室

(ウ) 駐車場

(エ) 外構等

ウ 配置図

右図のとおり



(5) 運営権に係る公共施設等の運営等の内容

- ア 統括管理業務
- イ 運営業務
- ウ 維持管理及び保全業務

(6) 運営権の存続期間

横浜市がみなとみらいコンベンション施設（仮称）の所有権を取得した日の翌日から平成 52 年 3 月 31 日まで

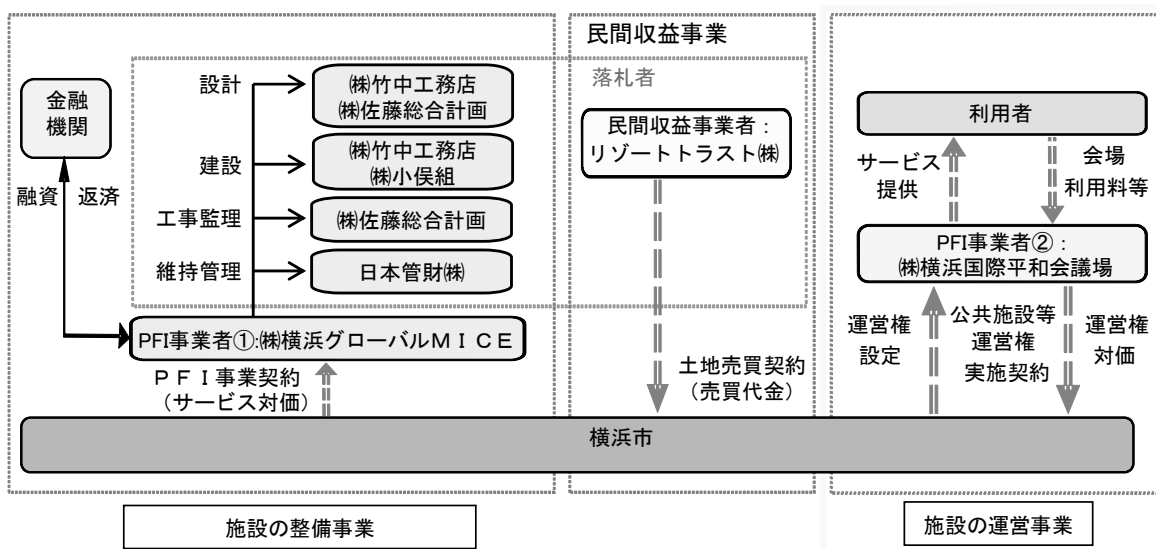
2 事業の進捗状況等

別添資料のとおり

参考 1 PFI法

第 19 条 （第 1 項から第 3 項まで省略）
4 公共施設等の管理者等（地方公共団体の長に限る。）は、第 1 項の規定により公共施設等運営権を設定しようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

参考 2 事業スキーム図

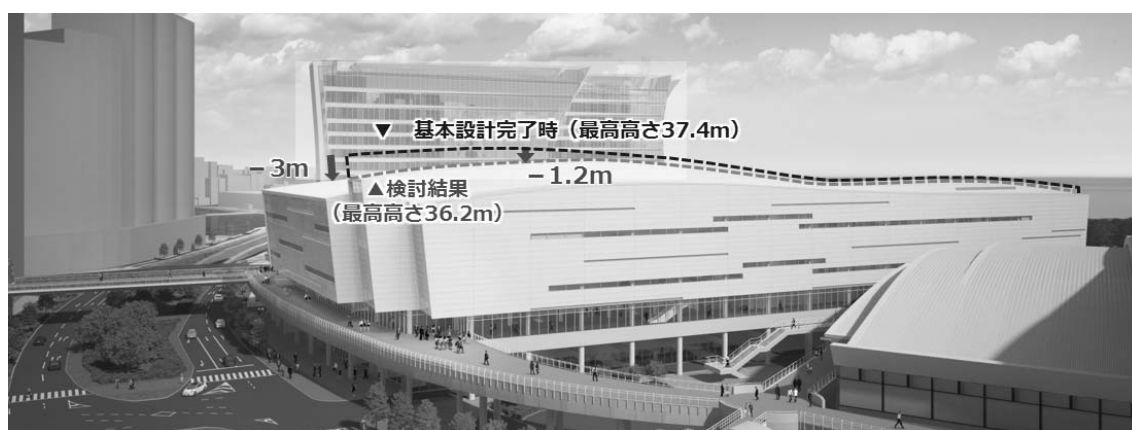


整備事業及び運営事業の進捗状況等について

1 整備事業

平成27年12月17日に締結した事業契約、条例、基本設計等に基づき、実施設計、関係機関との協議、各種手続き等を進めています。

なお、近隣住民の方々からお受けしていたご意見・ご要望に対しては、実施設計を進めていく中で、施設の安全面も含めた技術的な見地から検討を行いました。施設の高さを低くして欲しいなどの対応が可能な内容については、検討結果を実施設計に反映いたします。



パシフィコ横浜側からの外観イメージ図



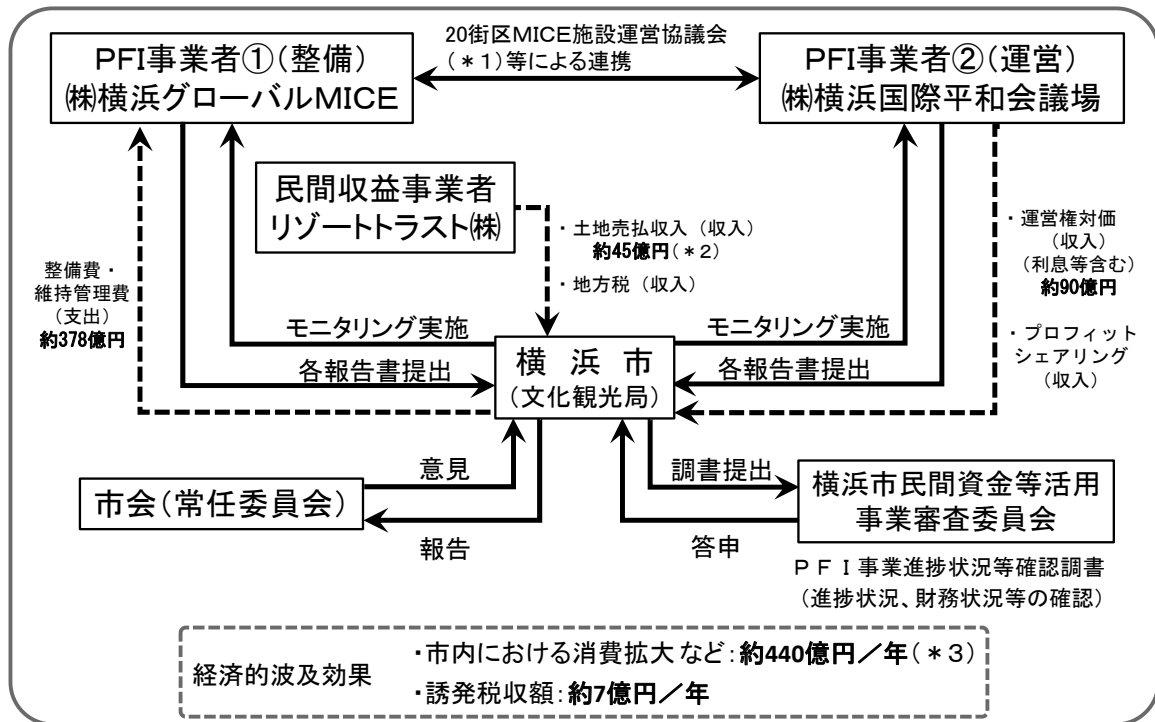
国際大通り側からの外観イメージ図

2 運営事業

P F I 法に基づく公共施設等運営権を設定するため、市第 144 号議案を提出しました。

3 整備事業及び運営事業のモニタリング

(1) 実施体制等



* 1 20街区MICE施設運営協議会とは、市、PFI事業者①、PFI事業者②及びその他必要に応じて市が出席を求める者で構成され、関係者間での情報共有及び協議を行う会

* 2 要求水準書に記載した参考価格での試算であり、今後不動産鑑定評価をもとに売却価格を決定

* 3 (株)横浜国際平和会議場が25年度に公表した経済波及効果測定調査の結果を基に本市で試算

(2) 事業効果の確認等

- ア 施設の利用状況（中大型会議の開催件数など）等を四半期ごとに報告。
- イ 市民公開講座の開催などの地域貢献に関する取組、効果等を年度ごとに報告。
- ウ 経済的波及効果測定調査及び費用便益分析調査を適切な時期に実施し公表。
- エ 市は、事業効果の目標に対する達成状況を確認するとともに、20街区MICE施設運営協議会等で改善策を協議するなど、市・事業者が一体となってPDCAサイクルを回し、よりよいMICE施設を目指す。

4 事業スケジュール

	2016年度 H28年度	2017年度 H29年度	2018年度 H30年度	2019年度 H31年度	2020年度 H32年度	~	2039年度 H51年度
施設の 整備事業	基本 設計						
		実施 設計	★> 建築本体工事			★ 供用開始(32年4月)	
施設の 運営事業		◆ 議決後、公共施設等運営権実施契約(29年3月)					
			> 開業前準備・誘致			★ 運営開始(32年4月)	
						維持管理	★
						運営	★